

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 第十次鳥獣保護事業計画を変更した件 三六
- 地籍調査の成果について認証した件二件 三六
- 道路の区域を変更する件三件 三六

公 告

- 道路の供用を開始する件二件 六〇
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 六四
- 種畜証明書を交付した件 六四
- 政府調達に関する苦情の受付及び処理の状況を公表する件 六四
- 落札者を決定した件 六四

告 示

福島県告示第六百四十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第四条第一項の規定により、第十次鳥獣保護事業計画を変更した。この変更に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 縦覧に供する書類
第十次鳥獣保護事業計画書
- 二 縦覧の場所
福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課(南会津地方振興局にあっては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課)

(自然保護課)

福島県告示第六百四十四号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、伊達郡桑折町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

折町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
平成二十一年十月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 調査を行った者の名称
桑折町
- 二 成果の名称
伊達郡桑折町大字南半田の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第六百四十五号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、河沼郡会津坂下町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十一年十月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 調査を行った者の名称
会津坂下町
- 二 成果の名称
河沼郡会津坂下町大字榎島の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第六百四十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十一年十月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 四〇〇号	南会津郡南会津町高野 字高山三三三番地先 から 大沼郡昭和村大字大芦 字白森山四八九六番地 先まで 南会津郡下郷町大字戸 赤字土羅入一〇二四番	変更前 A 五・五〇 変更後 B 一七・八〇	七、二二六・〇	一、七〇〇・〇

福島県告示第六百四十七号

イ地先から 大沼郡昭和村大字大芦 字白森山四八九六番地 先まで 南会津郡南会津町高野 字大岩向山二八一七番 七地先から 同 郡下郷町大字戸 赤字土羅入一〇二四番 一三地先まで 南会津郡下郷町大字戸 赤字土羅入一〇二四番 一三地先から 同 郡同 町大字戸 赤字土羅入一〇二四番 イ地先まで	変更後	A 五・五ノ 五二・〇	七、一二六・〇
イ地先から 大沼郡昭和村大字大芦 字白森山四八九六番地 先まで 南会津郡南会津町高野 字大岩向山二八一七番 七地先から 同 郡下郷町大字戸 赤字土羅入一〇二四番 一三地先まで 南会津郡下郷町大字戸 赤字土羅入一〇二四番 一三地先から 同 郡同 町大字戸 赤字土羅入一〇二四番 イ地先まで		C 一二・〇ノ 七五・〇	二、五一〇・〇
		B 一七・八ノ 一二二・〇	一、七〇〇・〇
		D 七・六ノ 五二・〇	二、七二五・〇
		C 一二・〇ノ 七五・〇	二、五一〇・〇

(道路計画課)

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十一年十月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 四〇〇号	南会津郡南会津町高野 字高山三三三七番地先 から 大沼郡昭和村大字大芦 字白森山四八九六番地 先まで 南会津郡下郷町大字戸 赤字土羅入一〇二四番 イ地先から 大沼郡昭和村大字大芦 字白森山四八九六番地 先まで 南会津郡南会津町高野 字大岩向山二八一七番 七地先から 同 郡下郷町大字戸 赤字土羅入一〇二四番 一三地先まで 南会津郡下郷町大字戸 赤字土羅入一〇二四番 一三地先から 同 郡同 町大字戸 赤字土羅入一〇二四番 イ地先まで	変更前 更後の別	A 五・五ノ 五二・〇	七、一二六・〇
			B 一七・八ノ 一二二・〇	一、七〇〇・〇
			C 一二・〇ノ 七五・〇	二、五一〇・〇
			D 七・六ノ 五二・〇	二、七二五・〇
		変更後	A 五・五ノ 五二・〇	七、一二六・〇

字白森山四八九六番地 先まで	南会津郡下郷町大字戸 赤字土羅入一〇二四番 イ地先から	B 一七・八〃 一一二・二〇〃	一、七〇〇・〇〃
大沼郡昭和村大字大芦 字白森山四八九六番地 先まで	南会津郡南会津町高野 字大岩向山二八一七番 七地先から	C 一二・〇〃 七五・〇〃	二、五一〇・〇〃
同 郡下郷町大字戸 赤字土羅入一二〇四番 一三地先まで	南会津郡下郷町大字戸 赤字土羅入一二〇四番 一三地先から	D 七・六〃 五二・〇〃	二、七二五・〇〃
同 郡同 町大字戸 赤字土羅入一〇二四番 イ地先まで			

(道路計画課)

福島県告示第六百四十八号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十一年十月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道舟ヶ 鼻下郷線	南会津郡下郷町大字戸 赤字土羅入一二〇四番 一三地先から 同 郡同 町大字戸 赤字土羅入一二〇四番	変更前 A 六・二〃 二六・六〃	B 九・二〃 七六・〇〃	六三六・〇〃 七〇七・〇〃

一三地先まで	変更後 A 六・二〃 二六・六〃	六三六・〇〃
--------	---------------------------	--------

(道路計画課)

福島県告示第六百四十九号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十一年十月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道四〇〇号	南会津郡南会津町高野字大岩向山二八一七番七地先から 同 郡下郷町大字戸赤字土羅入一〇二四番イ地先まで	平成二十一年一〇月一六日

(道路計画課)

福島県告示第六百五十号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十一年十月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道舟ヶ鼻下郷線	南会津郡下郷町大字戸赤字林下九一番二地先から 同 郡同 町大字戸赤字小崩八六番地先まで	平成二十一年一〇月一六日

(道路計画課)

公 告

公告第五百四十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年十月十六日

福島県知事 佐藤雄平

一 申請のあった年月日
平成二十一年十月二日

二 名称

特定非営利活動法人白河花里倶楽部

三 代表者の氏名

大竹 功一

四 主たる事務所の所在地

福島県白河市菖蒲沢三十四番地一号

五 定款に記載された目的

この法人は、「花で福祉」をモットーとし、生活困窮者等に対して環境美化整備事業・園芸事業等を通して、就労の機会等の相談及び提供と心のケアを行い、生活困窮者の生活安定等に寄与することを目的とする。特に、不幸にも両親や親族の支援を受けられない被虐待者や児童養護施設出身者、自立を望みながらも就労できていない障害者の方々、昨今の経済情勢により失職し生活が困窮している方々に対して、地方公共団体や企業等から環境美化整備業務及び園芸業務等を請負、登録した生活困窮者に就業の場を提供する。また、休耕田等を利用し、花や野菜の生産販売及びそれらの生産物等を利用した店舗等の運営をし、積極的に雇用の場を創出する。その結果、生活困窮者等の生活を安定させるとともに自立を促す。また、生活困窮者について生活等に関する相談業務を行い、彼らを支援していく社会福祉活動を行う。

（文化振興課）

公告第五百四十九号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号に規定する種畜証明書を次のとおり交付した。

平成二十一年十月十六日

福島県知事 佐藤雄平

種 畜 類	種 別	品 種	名 前	産 地	血 統	飼 養 者
					父	
番 号	証 明 書 の 種 類	種 別	名 前	産 地	住 所	氏 名 又 は 名 称
					住 所	氏 名 又 は 名 称

母

平二一 福島臨 三第一 〇号	牛	黒毛 和種	知畿6の47	福島	菊安舞鶴	二本松 市初森 字横谷 地一六 一	有限会社 シルキー ファーム
平二一 福島臨 三第一 一号	牛	黒毛 和種	紅葉10	福島	第1勝光	郡山市 日和田 町高倉 字下中 道一一 六	福島県農 業総合セ ンター
平二一 福島臨 三第一 二号	牛	黒毛 和種	紅葉11	福島	第1勝光	同	同
平二一 福島臨 三第一 三号	牛	黒毛 和種	高百合	福島	百合茂 みつこ	同	同

（畜産課）

公告第五百五十号

政府調達に関する苦情の処理手続要綱第九の規定により、平成二十一年度第二四半期における苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

平成二十一年十月十六日

福島県知事 佐藤雄平

苦情の受付件数 零件

（審査課）

公告第551号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務

規則 (昭和39年福島県規則第17号) 第274条の11第1項の規定により公告する。
平成21年10月16日

福島県知事 佐藤雄平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (1) 胃部用検診車Ⅰ 1台
 - (2) 胃部用検診車Ⅱ 1台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成21年9月4日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 1の(1)に掲げる物品等 コセキ株式会社 宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町2番26号
 - (2) 1の(2)に掲げる物品等 三菱ふそう・トラックバス株式会社 神奈川県川崎市幸区鹿島田890番地12
- 5 落札金額
 - (1) 1の(1)に掲げる物品等 50,316,000円
 - (2) 1の(2)に掲げる物品等 36,634,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成21年7月24日

(入札用度課)